

新型コロナウイルス感染症の流行による

収入や所得の減少に伴う、税・各種保険料・使用料等の減免や徴収猶予等のご案内 (宝塚市)

各種制度を取りまとめましたので、ご活用ください。なお、制度の詳細については、担当部署にお問い合わせください。
 ※2020年10月28日現在(随時更新いたします。今後変更となる場合もございますので、制度については直接担当部署へご連絡ください。)
 ※ワークサポート宝塚(ハローワーク西宮サテライト)では、離職票などの発行は行っていませんので、ご注意ください。
 失業に伴う書類の発行手続きについて、詳しくは、ハローワーク西宮(TEL:0798-75-6711)へお電話にてお問い合わせください。

税

制度	支援の概要	必要書類	担当部署	電話番号
徴収の猶予制度の特例 (証紙徴収を除く全税目) ※国民健康保険税も対象です。	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月1日から納期限までの一定の期間(1か月以上)において収入に相当の減少(前年同期比概ね20%以上の減少)があった場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、市税(国民健康保険税)の徴収を猶予します。 〔令和2年2月1日から令和3年1月31日(※)までに納期限が到来する税に適用〕 ※令和2年9月4日に公布された地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)が同日から施行されたことにより、令和3年2月1日に改められました。	・徴収猶予申請書 ・猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、財産収支状況書 ・猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は、財産目録及び収支の明細書 ・収入減少等の事実を証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等)	市税収納課	0797-77-9101 0797-77-9102
中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に対する軽減措置 (固定資産税・都市計画税)	新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋における課税標準を1/2又はゼロとします。 (※) 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上が前年の同期間と比べて ・30%以上50%未満減少している者 = 1/2 ・50%以上減少している者 = ゼロ	・申請書(様式等未定) ・認定経営革新等支援機関等が発行する確認書 ・その他の必要書類は調整中 ※受付期間は令和3年1月から1月末を予定	資産税課	0797-77-2059
個人市県民税の減免 (個人市民税)	失業された方や前年と比較して今年の所得(総所得金額から譲渡所得及び一時所得を除いた所得)が2分の1以下に減少すると認められる方(2つとも前年の合計所得が600万円を超える方は除きます。)は、申請により市県民税を減免することができます。 ただし、減免の対象は、納期限未到来かつ未納付分に限ります。	失業されたことがわかる書類 今年の見積所得額がわかる書類 例) 給与支払者が発行する支払見込額の証明、月別収入見込の明細書など	市民税課	0797-77-2056
市税・国民健康保険税の延滞金の減免	失業された方や収入が大幅に減少した方は、延滞金が減免となる場合があります。	失業されたことがわかる書類、収入状況がわかる書類など	市税収納課	0797-77-9101 0797-77-9102

国税	国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、原則1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められます。また、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等納税の猶予が認められる場合があります。 ※一定の要件がありますので、詳しくは 西宮税務署(TEL:0798-34-3930) へ 参照: https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm 「国税庁/新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」	—	—	—
----	---	---	---	---

介護保険・国民健康保険・福祉医療・後期高齢者医療・国民年金保険 ①

制度	支援の概要	必要書類	担当部署	電話番号
介護保険料の減免及び徴収猶予	世帯の生計を主として維持する人の収入が、失業、休業、廃業などの予期せぬ事由により著しく減少した場合申請により減免が認められる場合があります。また、これらに類する事由で保険料の納付義務者が一時に保険料を納付することができない場合は、申請により6か月を限度とした徴収猶予が認められる場合があります。	昨年の収入がわかるもの 雇用保険受給資格者証または廃業届、休業届	介護保険課	0797-77-2162
国民健康保険 保険料の減免	失業・休廃業や所得の減少、世帯全体の合計収入が少なく最低生活の維持が困難等の場合において(世帯所得金額が1,000万円を超える場合は除きます。)、申請に基づき国民健康保険税を減免します。	失業・休廃業のわかるもの、収入状況のわかるもの	国民健康保険課	0797-77-2065 (資格・賦課担当)

新型コロナウイルス感染症の流行による

収入や所得の減少に伴う、税・各種保険料・使用料等の減免や徴収猶予等のご案内 (宝塚市)

各種制度を取りまとめましたので、ご活用ください。なお、制度の詳細については、担当部署にお問い合わせください。
 ※2020年10月28日現在(随時更新いたします。今後変更となる場合もございますので、制度については直接担当部署へご連絡ください。)
 ※ワークサポート宝塚(ハローワーク西宮サテライト)では、離職票などの発行は行っていませんので、ご注意ください。
 失業に伴う書類の発行手続きについて、詳しくは、ハローワーク西宮(TEL:0798-75-6711)へお電話にてお問い合わせください。

介護保険・国民健康保険・福祉医療・後期高齢者医療・国民年金保険 ②

制度	支援の概要	必要書類	担当部署	電話番号
国民健康保険 患者一部負担金の減免	失業・休廃業等により収入が著しく減少し、生活状態が困窮した場合、申請に基づいて、患者一部負担金を減免又は猶予することができます。	収入・資産の状況のわかるもの	国民健康保険課	0797-77-2063 (給付担当)
福祉医療費助成制度 一部負担金の控除の特例 (一部負担金の免除)	福祉医療費助成受給者について、その世帯の主たる生計維持者の失業・休廃業等により生活困窮の状態となり、一部負担金の支払いが困難であると認められる場合、6ヶ月を限度として一部負担金が免除される場合があります。 ※医療保険で一部負担金の減免を受けている場合は、当該減免の範囲を除きます。	福祉医療費助成受給者証 離職証明書または税務署の收受印のある廃業届出の写しなど	医療助成課	0797-77-2064
後期高齢者医療保険料の 減免及び徴収猶予	所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときで、保険料を納めることが困難な方は、申請により保険料の減免や徴収が猶予される場合があります。	年金額振込通知書や源泉徴収票、休廃業届など	医療助成課	0797-77-9103
後期高齢者医療一部負担金の 減免	被保険者の属する世帯の世帯主(生計を主として維持する者)が死亡、心身に重大な障害を受けたこと、長期間入院したことまたはその他これらに類する事由で一時的に支払いが困難であると認められる場合、6ヶ月を限度として減免される場合があります。	入院証明書や休職証明書など	医療助成課	0797-77-9103
国民年金保険料免除申請の 特例	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込み額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料の納付が免除される場合があります。	・年金手帳 ・所得見込み額の申立書(窓口で記入することができます)	窓口サービス課	0797-77-2066

子ども

制度	支援の概要	必要書類	担当部署	電話番号
保育所保育料の減免	保育料決定の基準期間における課税対象収入と、今年の収入見込額(非課税収入を含む)を比較して、60%未満になると客観的資料により証明できる場合は、保育料の再計算を行います。(申し出のあった翌月分からの見直しとなります。ただし、利用者負担(保育料)決定通知書を発行した翌月までに申し出があった場合は、利用者負担(保育料)決定通知書を発行した月の分から再計算を行います。)なお、申請は、保育料の切り替え月(4月、9月)ごとに必要です。	給与明細書、給与支払見込証明書、源泉徴収票、雇用保険受給資格者証、解雇通知等失業を証明する書類、育児休業給付金支給決定通知書、廃業届など	保育事業課	0797-77-2037

上下水道

制度	支援の概要	必要書類	担当部署	電話番号
水道料金等納付相談	お使いいただいた水道や下水道にかかる水道料金や下水道使用料について、一時的にお支払いが困難な場合はお支払いに関するご相談に応じますので、宝塚市上下水道局お客さまセンター(TEL:0797-73-3988)までお問い合わせください。	なし	上下水道局 お客さまセンター	0797-73-3988
水道料金及び下水道使用料の 基本料金の減免	新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている現下の状況を踏まえ、市民生活を支援する観点から、令和2年8月の検針分から4カ月間水道料金及び下水道使用料の基本料金を全額減免いたします。 (今回の減免措置については、皆さまからの手続きは不要です)	なし	上下水道局 お客さまセンター	0797-73-3988